平成２７年（フ）第２４８号
和歌山市小雑賀２丁目４番16号　ディアス小雑賀103
債務者　中瀬　千景（旧姓北出）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２５８号
和歌山市谷町32番地　ハイツ太田601
債務者　篠原　克政
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２７１号
和歌山県岩出市岡田806番地の12
債務者　弁慶こと　井上　正人
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２７８号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町184番地
債務者　中島　晴正
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２７９号
和歌山県橋本市学文路95番地の12
債務者　岩本　浩昌
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２９４号
和歌山市三木町堀詰38番地　シティアーク710
債務者　佐藤　智美
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３００号
和歌山市市小路98番地　コーポ池尾105号
債務者　神田　絹代
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３０１号
和歌山市市小路98番地　コーポ池尾105号
債務者　荒木　博美
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３０３号
和歌山市善明寺642番地２　鳴滝団地Ａ12―103
債務者　神奈川県塗装職人協同組合こと　佐藤勝夫
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３０５号
和歌山市十二番丁87番地　ル・シャトー12番丁1001、住民票上の住所和歌山県田辺市龍神村柳瀬1015番地の１
債務者　川口　　徹
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２４号
和歌山県日高郡日高川町大字小熊3146番地
債務者　長岡　雅幸
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで　和歌山地方裁判所御坊支部

平成２７年（フ）第３２１号
沖縄県那覇市泊３丁目４番地３　ゴールデンハイツ泊204
債務者　西元　尚史
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３３５号
沖縄県那覇市字国場767番地１　ハピネス365　４－Ｂ
債務者　金城　　明
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第６９７号
神戸市長田区日吉町３丁目１番６―1507号
債務者　金谷　悦己
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７４３号
兵庫県三木市大塚２丁目１番18号
債務者　岡野　甲一
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７５０号
神戸市垂水区福田１丁目７番52号　102号、従前の住所神戸市垂水区塩屋町８丁目１番29号
債務者　津國　悦夫
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７７５号
神戸市垂水区南多聞台６丁目１番308号
債務者　からおけ呑栗こと　栗本　光子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７８１号
神戸市北区緑町７丁目９番６号
債務者　河邊雅倫子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部